

令和5年第12回定例教育委員会会議録（要旨）

開会日 令和5年12月19日
場 所 市役所406会議室
時 間 午後3時50分 開会

（出席委員）

豊田教育長、鈴木（君）委員、渡邊委員、滝委員、鈴木（千）委員

（欠席委員）

なし

（委員以外の出席者）

松本教育部長、川和学校教育課長、石井生涯学習課長、宇梶図書館長、樫村教育総務課長、中野教育総務課長補佐、矢吹教育総務課主幹

（次 第）

- ・議 事 議案第23号 北茨城市就学援助規則の一部を改正する規則について
※北茨城市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- ・報告事項 （1）防犯カメラについて
（2）12、1月の教育委員行事日程について
（3）その他

教育総務課長

定刻となりましたので、令和5年第12回定例教育委員会を始めます。はじめに豊田教育長から御挨拶と教育長報告をお願いいたします。

（教育長からの挨拶、教育長報告）

教育総務課長

ありがとうございました。ただいまの教育長からの御報告について御質問等がございましたらお願いいたします。

(質問等無し)

無いようですので、それでは次にまいります。ここからの議事進行については教育長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議案第33号 北茨城市就学援助規則の一部を改正する規則について)

教育長

それでは本日の議事に入ります。教育総務課からお願いします。

教育総務課長

(議案第33号 北茨城市就学援助規則の一部を改正する規則について、朗読)

今回の規則改正につきましては、準要保護者の認定及び就学援助申請の際の申請書の様式を見直すものです。また、改正に併せて、本規則の内容を全体的に精査し、漏れないように見直しを行っております。

就学援助制度は、経済的な理由でお子様に義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学校生活に必要な費用の一部を市が援助する制度となっております。援助を希望される保護者の申請に基づき、ご家族の状況、学校長の意見等を判断して、教育委員会が認定するもので、学校を経由し教育委員会に申請されております。

具体的には、議案書14ページ、15ページを御覧ください。右側が現在使用しております様式になります。保護者の方から第1号様式が学校に提出されますと、学校は教育委員会に申請するため、15ページ右側に記載されています準要保護児童生徒に係る世帯票の様式第2号を作成するのですが、御覧になってわかるとおり保護者及び児童生徒の氏名、世帯構成といった情報が重複しております。次に14ページ、15ページの左側を御覧ください。新様式は、就学援助費申請書兼世帯票としまして、両面印刷のものを様式第1号としております。様式第1号、第2号を1枚にまとめまして、内容についても精査を行い、本来報告を必要としない塾・けいこ事の有無については削除し、学校名、学年、児童生徒の氏名や援助申請に至った世帯の現況、現在の措置状況といった個人情報につきましては、あくまでも申請者に報告していただく内容を見直し、表面にまとめました。裏面は、学校や民生委員さんの意見を記入いただくものとなっております。以前から、学校事務や校長会より簡略化の要望が出されていたもので、学校の業

務負担軽減を図るものであり、働き方改革の一環としての取り組みでもあります。

次に、その外の改正点については、新旧対照表で御説明します。新旧対照表の8ページを御覧ください。1番下、第2条第3号の下線部分ですが、援助の対象者として就学予定者を市内の小学校に就学を予定する者に限るとしてありますが、現在、市内の小・中学校に就学を予定する者には、入学前に新入学学用品費を就学援助費として交付していますので、中学校に入学する者、市外の中学校に入学する者についても現実に併せ、明文化しております。

次ページをお願いします。第5条関係は先ほど御説明したとおりです。1番下の行、準要保護者認定及び就学援助費支給決定通知書は申請書と世帯票を1つの様式にまとめたことから様式第3号を第2号に改正するものです。併せて内容の見直しを行っておりますので、16ページをご覧ください。表の上、2の学校名のところに現行では、北茨城市立と記載されていますが、今説明したとおり、市外の中学校、例えば日立一中に進学した場合でも対象となることから、改正案では北茨城市立を削除しています。また、今年度より小・中学生の給食費が完全無償化となったことから、就学援助費の項目及び表の下(1)から学校給食費の文言を削除しました。また、(2)疾病名を慢性副鼻腔炎、正しいものに見直しています。

戻っていただいて10ページをお願いします。第7条の支給方法の下線部分です。「前3条」を「第4条第1項又は第6条第1項」に改め、「規定により」の次に「それぞれ」を加えるとしております。第5条は認定に関する条項ではないことから削除したものです。

次ページをお願いいたします。第10条の条文につきましては、様式変更に伴います改正となります。第11条第3号から第5号の削除につきましては、認定を取消す場合は対象者でなくなった場合であることから、第2条の規定に該当する者でなくなったときと一括りの規定としたものです。

次ページをお願いします。こちらは、就学援助の対象となる経費及び支給額の表となります。上段の学校給食費につきましては、先ほど説明しましたとおり、小・中学生の給食費が完全無償化となったことから、学校給食費の項目を削除するものです。

続きまして医療費になります。就学援助費の対象となります感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病は、学校保健安全法施行令第8条に規定されていることから、備考欄、第7条を第8条に改正するものです。施行日は公布の日からでございます。簡単ではございますが、説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いします。

教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

渡邊委員

9 ページの 1 番下、第 6 条第 2 項、「(様式第 2 号) により、申請者及び学校長に対し」とあるのですが、16 ページの様式第 2 号は、教育委員会から申請者宛てになってるので、学校長は経由すればいい、ということですか。例えば 9 ページの第 6 条第 2 項の 1 番下、「(様式第 2 号) により、申請者及び学校長に対し、その旨を通知するものとする。」ということで、決定通知を出すこととなっています。この様式第 2 号が、16 ページの左ですよ。そうすると教育委員会から申請者宛てで、学校長にはないのですが。

教育長

様式第 2 号というのは誰に対して出すんですか。

教育総務課長

これは、学校に渡して、保護者に渡してもらうというような流れです。

教育長

1 は認定年月日、2 は学校名って書いてあるから、それを学校に渡して、保護者に渡してもらうということですね。そうすると、9 ページの第 6 条第 2 項のところの「支給決定通知書(様式第 2 号)により、申請者及び学校長に対し、その旨を通知するものとする。」というところを読み取れるかどうかですね。

渡邊委員

今までは 15 ページの右側の部分、教育委員会から学校長に認定します、しませんって書いてありました。第 2 項の部分で読み取る、というのならそれでいいのですが、読んでいて、この文書どうなのかなって思いましたので、回答は次回でも結構です。

教育長

9 ページの様式第 2 号で両者に内容が伝わるかどうかということです。

その他、御質問はございますか。

渡邊委員

もう1点よろしいですか。10ページの1番下に、目的外使用の禁止の第9条に素晴らしい文章があるのですが、これが保護者にぜひ伝わってほしいです。例えば、16ページの注意に入れるのは大変でしょうか。

教育総務課長

これは、条項にもあって、注意書きのところにも入れられれば尚よいということですか。

渡邊委員

入っていれば、申請者当人がわかるんじゃないかなと思いました。

教育総務課長

わかりました。検討してみます。

渡邊委員

無理にとは言いませんので、ここは検討していただければと思います。申請時に、ぜひ教育のために、と一言言えば済むことなので。

教育総務課長

はい。12月中に、学校の方へ来年度の申請のために、新様式を渡したいと考えています。公布できないと、改正したものを学校に出すことができないので。

教育長

そういう理由があるんですね。

教育総務課長

文言ですが、「学校長に対し」という文言を削除し、「申請者にその旨を通知するものとする」という形になります。

教育長

修正したものをもう1回読んでいただいていいですか。第2項の「前項の規定により」からお願いします。

教育総務課長

前項の規定により準要保護者として認定し、就学援助費を支給することと決定したときは、準要保護者認定及び就学援助費支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

教育長

「申請者に対し」ということだから、申請者だけ、ということですね。16ページの様式第2号は、それに合っていれば大丈夫ですか。

教育総務課長

こちらは大丈夫です。

教育長

教育委員会から保護者ということですね。

教育総務課長

そうです。学校には、改正案の様式第1号の裏面の方で認定します、しません、というのが届きますので、様式第2号は改正案のままで大丈夫だと思います。

教育長

改正案の様式第2号も先ほどあったように、学校給食費を削除、慢性副鼻腔炎の言葉を直し、北茨城市立を削除、それ以外は現行と同じということです。

渡邊委員、今の説明で大丈夫ですか。

渡邊委員

はい。

教育長

9ページの第6条第2項については、1番下の行の「申請者」、その次の「及び学校長」を削除する。

教育総務課長

はい。

教育長

10ページの第9条については、16ページの左側の様式第2号の注意の中に含むことが可能かどうか、検討していただくということによろしいでしょうか。

教育総務課長

はい。

教育長

その他、御質問等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

ただいまの議案については原案の通り承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(北茨城市教育委員会教育長職務代理者の指名について)

教育長

議事につきましては、以上です。続きまして、教育総務課からお願いします。

教育総務課長

前回の教育委員会で、教育長よりお話がありましてとおり、教育長職務代理者であります鈴木君伊委員が、本日をもって、任期満了により退任となりますので、新たに職務代理者を指名する必要があります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うと定められておりまして、教育長に事故がある場合などに、事務に支障をきたすことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしておりますので、教育長に職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。

教育長

それでは、渡邊委員を指名したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、渡邊委員からひと言ご挨拶をお願いいたします。

渡邊委員

突然で頭の中が真っ白ですが、長くやってるせいかなと思います。事務局で5年間、教育委員を6年間と少し、旧教育委員会と新教育委員会、2つを経験してきました。新しい教育委員会について、少しは本を読んでるつもりですので、務まるかどうかわかりませんが、頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

教育長

よろしくお願いします。

(報告事項(1) 防犯カメラについて)

教育長

それでは、報告事項に入らせていただきます。最初に防犯カメラについて、教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

先月の定例教育委員会で、渡邊委員より質問がありました防犯カメラの件についてお答えします。

設置されたカメラは防犯カメラなのか、監視カメラなのか、といった内容だったと思うのですが、私たちの方では防犯カメラと捉えています。防犯カメラは未然に犯罪を防ぐのが目的なので、校門や職員玄関、昇降口といった分かりやすい場所に設置しています。目につきやすい場所へカメラを設置し、併せて「防犯カメラ作動中」のステッカーを貼ったことで、どの学校も犯罪抑止にかなり効果的だと喜んでおります。職員室にモニターがあるので、日々複数の目で随時チェックしているということでした。どの学校も多くは来客の確認に活用しており、来校予定のない方や他市ナンバーの見慣れない車両が入ってきたときなどは、外に出て行って確認するなどの対応をとられているようです。学校では、不審者の侵入といった危険性が考えられる一方で、器物破損、人間関係のトラブルなども考えられます。詳細については把握していませんが、磯原中学校では、生徒指導や学校施設管理にも活用しているとの報告をいただきました。

それから、カメラ設置後、危機管理マニュアルに「防犯カメラ」といった文言が入ったかといった質問だったと思いますが、ほぼ全校において見直しがされておりまして、記載がなかった学校が1校ありましたが、今後修正予定があると伺っております。

今後、各学校には、防犯カメラを活用するなどの訓練を通して、不審者の早期発見、

児童生徒の適切な避難誘導、警察への通報などの初動対応の体制強化に努めていただきたいと思います。以上でございます。

渡邊委員

ありがとうございました。2年間続けて、点検評価のことがあったので、今ここで確認しておけば、その確認が、校長会やそれ以外で学校に伝わり、防犯カメラが使われないことが一番なのですが、計画を前倒しして予算を取り、導入したもののなので、有効活用をしているということを、来年度は点検評価の方にお話できれば、さらに学校でも意識が高まると思います。

(報告事項(2) 1月の教育委員行事日程について)

教育長

続きまして、1月の教育委員会行事日程について教育総務課からお願いします。

教育総務課長

12月及び1月の行事日程について報告します。まず、12月のこれからの行事日程としましては、12月26日(火)、午前9時から、第3回臨時教育委員会をふれあいセンター会議室において開催いたします。終了後、午前9時30分から、教育振興大会が市民ふれあいセンターにおいて開催されますので、教育委員さんには直接ふれあいセンターにお越しいただきたいと思います。また、同日、午後6時から、市長主催による教育長及び教育委員歓送迎会が、五浦観光ホテル大観荘において開催されます。出欠・バスの利用につきましては、大変急で申し訳ありませんが、本日、お帰りになる際に、事務局まで報告をお願いしたいと思います。

続きまして、令和6年1月の行事予定について報告します。1月7日(日)、午前11時から磯原地区公園多目的屋内スポーツ施設におきまして、令和6年北茨城市はたちの集いが開催されます。1月18日(木)、午後2時から、令和6年第1回定例教育委員会を406会議室において開催したいと思います。御都合はよろしいでしょうか。

各委員

大丈夫です。

教育総務課長

それでは、1月18日（木）、午後2時からの開催としたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。次ページにつきましては、来年1月の教育委員会における、主な行事予定となっておりますので、後ほど、御覧になっていただきたいと思います。

（報告事項（3）その他）

教育長

その他ということで、3点あります。まず最初に、2学期制の周知について学校教育課からお願いします。

学校教育課長

2学期制について、2点報告をさせていただきます。1点目は議会対応についてです。具体的には、現在開催中の第4回定例会の全員協議会および文教厚生委員会において、市議会議員の方々に、松本教育部長、私の方から令和6年度北茨城市において導入する2学期制の概要等について報告し、議員の皆様方からご理解をいただきました。

2点目は保護者への通知についてです。お手元にリーフレットがあるかと思うんですが、審議会の報告が終わりましたので、お手元のカラー刷りのリーフレット「北茨城市2学期制の概要」を12月22日付、教育長名で、市内全小中学校保護者宛に発出を予定でございます。リーフレットの内容について簡単に触れます。まず、上段の2学期制導入の目的についてですが、学期の期間が長くなることを生かして、教育活動の創意工夫に取り組みながら、教職員が児童生徒と触れ合える時間を確保し、確かな学力の向上及び豊かな心の育成を目指して、取り組んでいくことを明記いたしました。次の2学期制を導入することで、どのような特色ある教育活動が実践できるかについては、4点に集約して掲載をいたしました。1点目はこれまで以上に、児童生徒自身がめあてや計画を明確にして、長い学期を送ることで、児童生徒の主体性を育んでいくこと、また教育活動を効率的に推進していくことで生み出された時間を、教員が児童生徒と向き合う時間に活用し、一人一人をより深く理解することで、豊かな心の育成や不登校等の学校課題の未然防止及び早期解決に繋げていくことについて明記をいたしました。2点目は、学期の期間の長さを最大限に生かし、単元をひとまとまりとした繋がりのある学習の充実を図るようにすること、また成長に繋がる評価を推進し、学習内容の確実な定着に努めることについて明記いたしました。3点目は、夏休み前に通信表が発出されないことによる成績等の情報提供に関する不安についての対応ですが、長期休業の夏休み前

や、開始直後に保護者との面談を実施し、学校生活や学習の様子を確実に伝えて情報を共有するとともに、休業中のより良い過ごし方について学校と保護者とで共通理解を図ることを明記いたしました。４点目は３学期制では、実行が困難であった７月、１２月に適切に行事を設定するなど、年間を通してバランスよく教育活動を推進し、児童生徒の学校生活にゆとりと活力を生み出すことを明記いたしました。その下、学期の区分についてですが、学校管理規則の改定において、教育委員の皆様方に御審議をいただいた通り、１０月のスポーツの日を含む３連休終了までを前期、その翌日から年度末の翌年３月３１日までを後期として、取り扱うことを明記いたしました。その下の長期休業期間についてですが、ご承知の通り、夏場の気候や教職員、保護者の意向から現行と変更しないことを明記いたしました。最下段は、５つの想定される保護者の心配や不安について主なＱ＆Ａを掲載いたしました。具体的には学期の区切りでのリズムに関する回答、夏休み前に通知表が発出されないことに関する回答、私立高校受験の際の成績の反映に関する回答、５時間授業の増加に伴う放課後の過ごし方に関する回答、中学校の部活動のあり方に関する回答の５点でございます。詳細はお目通し願います。以上でございます。

教育長

ただいまの報告について、御意見等ございますか。

渡邊委員

このまま進んでいくと思いますが、前の会議でもお話した教育課程の管理ですが、来年度のカレンダーを見ると４２週あります。２９コマを２８コマにするという案も出ている。要するに総時間数から教育課程の時間数を引くと、ある程度の余裕が８０から９０くらいしかないんです。前にも支援システムで管理していくということだったので、最後になってから慌てないように、もう学校では、教育課程の編成に入っていると思いますが、教育課程実施状況報告書が年度末ではなく、月ごとに出てれば、厳しい状況だな、というときには、最終２８コマから２９コマでやる場合も、出てきますよね。そのために教育委員会として、こういうふうに来年度カウントしますよということを、学校に伝えて、教育過程の管理をお願いしたいなと思います。

教育長

学校教育課長お願いします。

学校教育課長

1 1 月下旬に市の教務主任を集めまして、この2学期制の教育課程の編成について、指示をいたしまして、実際に実務作業に入っております。その中で、渡邊委員さんがおっしゃったようなことは、細かく確認をいたしました。何よりも、今の教育課程の実実施時数が、標準時数と比べて、かなり余裕があるため、そういったところを適正に、ある程度の余裕を持った2学期制の教育課程編成に戻しましょう、という具体的な指示をいたしました。教務主任研修会を月1回程度行っておりまして、各校持ち寄りながら、来年度の行事設定、そういったことも含めて、細かい作業に入っております。教育委員会も、来年度は月の授業の実施状況をしっかり見極めて、5時間で足りないかなっていうときには、6時間を設定するといった柔軟な対応もできる、ということで、校長会、教務主任会でも共通理解をしておりますので、これについては、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

教育長

委員さんからありましたように、各教科の実施状況の把握を、月ごとにしっかりやっていただきたいことと、どういうふうにして報告を提出していただくのか、そのことを円滑に進むように取り組んでいただきたい。

学校教育課長

わかりました。

教育長

続いて、御船祭について生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

常陸大津の御船祭について御報告いたします。先ほど、総合教育会議でも市長からお話でしたが、昨日開催されました、文化審議会無形文化遺産部会において、令和5年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として、「常陸大津の御船祭」を選定したと文化庁が報道発表をいたしました。今日、ずいぶん新聞に掲載されているようですが、「ユネスコ申請へ」という見出しの新聞報道もございました。現在、日本では、「能楽」や「雅楽」、「手漉き和紙技術」など22種の部門があり、御船祭については「山・鉦・屋台行事」という部門に該当します。現段階では「ユネスコ無形文化遺産」への登録提案する案件に、御船祭が候補の一つとして挙げられたという状態です。

今後の予定ですが、令和6年1月に、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において審議され、了承を得ることができれば、3月にユネスコ事務局へ提案書が提出される予定であります。また、最終的な「ユネスコ無形文化遺産」への登録につきましては、令和7年11月の政府間委員会において審議され、決定となる予定です。登録されるまでには、あと1年半かかる予定です。

また、行事予定でありましたが、「はたちの集い」の案内を机の上に置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

教育長

着実に推進していくことを期待します。

最後にインフルエンザの状況について、教育総務課からお願いします。

教育総務課長

今年度のインフルエンザ発生状況について、御報告いたします。これまでの罹患児童・生徒数は、小学校が599名、中学校が255名、合計で854名となっております。例年ですと12月から3月が流行シーズンですが、今年は、例年より早い時期の流行が続いているといった状況です。

本日は、小学校32名、中学校7名あわせて39名がインフルエンザで欠席している状況です。現在、平潟小学校の4年生と中郷第一小学校の2年生におきまして、学級閉鎖の措置を講じています。報告は以上になります。

教育長

その他ということで、委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

渡邊委員

先ほどお話した、神岡の遺跡について掲載されている常陽藝文は、教育委員会にありますか。あればコピーをいただきたいのですが。

図書館長

図書館にはあります。

渡邊委員

26日に全員分コピーをいただければと思います。

図書館長

分かりました。

教育長

そのほか御意見、御質問等がございますか。

(質問等無し)

無いようでしたら報告については以上で終わらせていただき、議事進行を教育総務課
にお戻しします。

(閉 会)

教育総務課長

以上で令和5年第12回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時54分

令和 年 月 日

議事録署名